

〈1〉安全保障輸出管理に係る法制度と運用の簡素化・合理化の必要性について

CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局

(担当：調査研究部主任研究員 田中秀一)

1. はじめに

CISTEC安全保障輸出管理委員会の輸出管理のあり方専門委員会は、産業界における主要企業において安全保障輸出管理に直接携わっているメンバーを中心として構成され、安全保障輸出管理の基本的あり方について意見交換・議論を重ねた上で要望をまとめ、毎年度、所管官庁である経済産業省にその要望を提出しています。

特にこの2年間は当委員会から提出した安全保障輸出管理に係る法制度と運用の簡素化・合理化の必要性についての要望事項は、経済産業省にその趣旨・内容を適確にご理解を得られ、改善・実施に向け真摯に取り組んでいただいたことにより、数多くの要望が実現し、又は大きく進展しました。現在までに改善が進んだ部分としては、市販暗号特例の非該当化、誓約書制度の改善、ホワイト国向け包括許可制度の創設等が挙げられます。このことに関しては、経済産業省のご理解とご尽力に心より感謝しているところです。

一方、当委員会からの要望にはその内容によっては国際レームでの議論や変更あるいは内閣法制局等との調整、さらには国会での審議等を必要とし、経済産業省限りでは対応できない性格のものもあります。このような課題に関しては、短期的に解決することが難しい面があるとの認識ではありますが、骨太の議論、あるべき姿の提唱という当委員会の活動目的を踏まえると、これら中・長期的な課題についても、引き続き経済産業省のご理解をいただくために継続的に要望を続けることが必要であり、次の2項目については継続的に経済産業省に働き掛けることが特に重要と考えております。

①安全保障輸出管理に特化した外国貿易法（仮称）

の制定やエンドユース規制中心の体系への移行、行政サービスの向上、②海外子会社包括許可制度の見直し等について継続的に要望し続ける必要があると考えています。

現行の外為法は、戦後間もなく施行されてから既に半世紀以上経ち、その間新たな規制導入の度に、従来の規制の上に継ぎ足す対応を重ねた結果、その体系が複雑で難解なものとなっていることや安全保障輸出管理の目的が、ココム規制から大量破壊兵器と通常兵器キャッチオール規制を含む不拡散型規制に変わってから概ね20年が経過し、改めて運用も含めた規制の見直しが必要になってきていることなどはCISTECジャーナル等にて既報のとおりとなっています。

本年度の活動として新たに以下の2つのテーマを進めていくことを当委員会へ提案しご了解を得て、本年度活動として新たに取り組んでおり、検討の進展によっては経済産業省に対して、新たに要望をしなければいけない局面も有り得ると推測しています。

i) HSコードの輸出管理への利用、

ii) マスコミの理解促進

安全保障輸出管理を取り巻く昨今の内外情勢を勘案し、国際競争力を高めるためにも経済産業省には、既に打ち出された制度運用の改善措置の早期実現を図るとともに、引き続き、より大局的な観点に立って、後述する制度の見直しについて検討を急いで頂きたいと考えています。

2. 包括的・抜本的な輸出管理制度改革を求めた輸出管理のあり方専門委員会の要請書

輸出管理のあり方専門委員会では、昨年度、我が

国産業界の問題意識を訴え、輸出管理制度の包括的・抜本的見直しを要請するため、経済産業省に対して「安全保障輸出管理に係る法制度の見直しのための要望」（平成24年2月10日付）を提出いたしました。

本年度、当委員会では昨年度の活動を継続すべく昨年度要望事項について現在までに改善が進んだ部分とそうでない部分について確認しました。その結果、①市販暗号特例の非該当化、②誓約書制度の改善、③ホワイト国向け包括許可制度の創設等多くの要望が実現したことが明確になりました。その一方で検討の結果、以下の主に2つの項目について継続的に経済産業省に対して働き掛けることが重要であるという結論にいたりました。①外国貿易法（仮称）の策定やエンドユース規制中心の体系への移行、行政サービスの向上、②海外子会社包括許可の見直し等

そこで、今回の要望書では、まず、Ⅰ．過去2年間にわたり、要望してきた事項のうち改善・実現しつつある事項について確認・補足し、続いてⅡ．要望を継続する未実現事項について言及し、最後にⅢ．本年度活動として新たに取組んだ事項のうち検討の進展によっては新たに経済産業省のご協力をいただきたいものについてご紹介する内容になっています。

今般、これらの内容で構成した「安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望～昨年度要望事項の大きな進展に対する御礼と今後～」（平成25年2月15日付、後述）を提出いたしました。

その要望の項目は以下の通りとなります。

安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望

～昨年度要望事項の大きな進展に対する御礼と今後～

Ⅰ．【実現・改善しつつある事項と補完的要望】

1. 国際的動きを踏まえた手続き簡素化の検討

- ① 市販暗号特例の非該当化
- ② 誓約書制度の抜本的改善
- ③ 手続書類の大幅簡素化等

2. 同盟国等向け輸出に関する手続きの一層の簡素化

- ④ ホワイト国向け一般包括許可制度の創設

- ⑤ 特別一般包括許可における実地調査の適正運用

3. 優良輸出者に対する優遇措置の検討

- ⑥ 日本版VSD制度の創設

4. 法令解釈の一貫性の確保及び意見交換の場の設定

- ⑦ 法令解釈の一貫性、透明性担保のための継続的な取組み

5. その他

- ⑧ 審査期間の短縮
- ⑨ 電子許可申請の促進、合理化
- ⑩ 行政サービスの向上
- ⑪ 法令解釈に係る事前相談制度の検討
- ⑫ Q & A等の通達、告示等への移行
- ⑬ 海外子会社包括許可制度等の継続的見直し

Ⅱ．【引き続きお願いしたい要望】

1. 国際レジーム改正に迅速に対応する制度的仕組みの整備

（リスト品指定の政令委任から省令・告示委任への改正）

2. 国際標準となっている規制品番号体系との対応関係の整理、準拠

3. 輸出先国に係るフォーリン・アベイラビリティについての不断の情報収集とそれを踏まえた規制対象品の見直し

4. 国際レジームの規制解釈のハーモナイゼーション

5. 安全保障輸出管理に特化した「外国貿易法（仮称）」の策定

6. エンドユース規制中心の体系への移行

7. 規制の大枠が容易に理解できる法体系の検討

8. 技術進歩を踏まえた合理的な法解釈

9. 該非判定負担の軽減

Ⅲ．【今年度の新たな取り組みについて】

1. マスコミの理解促進

2. 輸出統計品目番号表（HSコード表）の他法令参考欄を充実させることによる判定の簡素化

これらの要望事項は、これまで産業界が個別に訴えてきた内容がほぼ網羅されており、今回の構成のように具体的に、改善・改革の実態とそれらの要望

を、Ⅰ. 実現・改善しつつある事項と補完的要望、Ⅱ. 引き続きお願いしたい要望、Ⅲ. 今年度の新たな取り組みについて

に分けてまとめ、経済産業省にぶつけ、詰めていくことにより、経済産業省と産業界との間で、問題の所在と改革・改善の進展度合の整理・把握、認識の共有化が図られ、やがて実際の改革・改善に向かう契機となると考えています。

米国で、現在進行中の輸出管理規制改革は、長年地道に産業界や学会が訴え続けてきたものが、遂に政府、大統領を動かしたものです。まさに、「継続は力なり」で、産業界として粘り強く、経済産業省当局に訴え続けられ、いつかは実るものと確信しています。

一方、経済産業省も、産業界からの問題提起を積極的に受けとめる姿勢をとっており、既に述べましたように今回の要望事項の中には、昨年4月と8月の制度手続きの改正および政省令等の改正で方針が打ち出された一連の改善措置によって実現および実現の見込みとなったものも多くあります。

これらに関しては、経済産業省のご理解とご尽力に心より感謝をしているところです。

制度改正の検討を関係各省、法制局を含めて政府部内で行う上で、この要望書による明確な形で、産業界からの要請がなされれば、検討も進めやすくなると思われますので、今後も引き続きこのような要望書の形で訴えていくことが重要と考えています。

要望の具体的内容は、参考資料として添付(CISTEC HPの以下のURLからもご覧いただけます。http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2012/index.html)の要望書をご覧いただくと、ここでは、これらの要望の主な点の概要、特に今年度の新たな取り組みについて説明します。

Ⅰ. 【実現・改善しつつある事項と補完的要望】

はじめにでも述べました様に、特にこの2年間は当委員会から提出した安全保障輸出管理に係る法制度と運用の簡素化・合理化の必要性についての要望事項は、経済産業省にその趣旨・内容を適確なご理解を得られ、改善・実施に向け真摯に取り組んでいただいたことにより、数多くの要望が実現し、又は大きく進展しました。現在までに改善が進んだ部

分としては、市販暗号特例の非該当化、誓約書制度の改善、ホワイト国向け包括許可制度の創設等が挙げられます。このことに関しては、経済産業省のご理解とご尽力に心より感謝しているところです。

市販暗号特例の非該当化については、産業界の実情と問題意識を真摯に受け止められ、精力的に対応された結果、昨年8月の政省令改正時に非該当化が遂に実現されました。これにより長年の産業界の要望が実を結び、企業内における輸出管理事務負担の格段の軽減が図られました。このことを通じて輸出管理本来の目的であるエンドユースチェックに精力を注力する環境整備ができたという観点で大きな進歩があったと考えています。

誓約書制度の抜本的改善については、数ある手続き負担の中でも個別許可申請時の誓約書に係るものは産業界にとって様々な形で、大きな負担となっていたが、一昨年に輸出後の常時監視負担が実質的に大きく軽減されたことに引き続き、事前同意の対象は、実質ドイツの運用と同じく、最終需要者が確定している場合には再移転、再販売について不要となり、再輸出だけになったこと等、大きな進展だったと評価しています。ただ、現場での新制度運用において一部混乱が見受けられたので、改正の趣旨を踏まえた運用の安定化を経済産業省にはお願いしています。

ホワイト国向け一般包括許可制度の創設については、輸出管理内部規程(CP)／輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)要件が課せられていないことも、米国の許可例外に相当するものとして本来の姿に立ち戻ったものであり、また、中小企業にとってもメリットは大きく、産業界としても大いに歓迎しているところです。

特別一般包括許可における実地調査の適正運用については、許可取得に際して実地調査を必要とするものの、既取得企業の更新に際しては従来通りとすることになりました。このことは、これまで現行制度の下で円滑にCP体制・運用を行ってきた企業のCP体制の実効性を尊重するものであり、今後も同運用が維持されるよう要望しています。

Ⅱ. 【引き続きお願いしたい要望】

中・長期的な取り組みが必要となる要望に関しては、CISTECジャーナル2012年11月号(No.142)に

「安全保障輸出管理法体系の再構築に向けた視点」というタイトルでの特集が組まれており、その内容は、当委員会での活動の基本的考え方と一致し、さらに包括的な内容となっているが、当委員会では引き続きお願いしたい要望として以下の通りに改めて要望として再度提出を行いました。

詳細な要望内容については、ここでの説明は割愛し要望書をご覧ください。

Ⅲ.【今年度の新たな取り組みについて】

当委員会において、本年度新たに取り組んだことが2点あります。一つは、マスコミの方に安全保障輸出管理と企業の取り組みを正しく理解され、誤解ない報道に努めていただきたいことをお伝えする場を創設すること、もう一つは、輸出するには必ず設定しなければならない輸出統計品目番号（HSコード）の設定参考書となっている「輸出統計品目番号表（財務省関税局業務課が監修、日本関税協会発行）」の他法令参考情報欄の精度を高めることによって一般の輸出者が該非判定を効率的に行えないかを検討することです。

1. マスコミの理解促進

現行外為法では、本来問われるべき「取引審査をしなかった、十分ではなかった」ということが、法違反と位置づけにくく、前段階の「該非判定をしなかった。間違えた。」ことの方が法違反として位置づけやすいことが、同法のメッセージとして、本来あるべきものとずれ、該非判定が自己目的化してしまいがちな要因にもなっていると考えています。

（詳細は、先述の2012.11 No.142 CISTEC ジャーナルの特集等参照）

マスコミは時として、「大量破壊兵器開発に使われる可能性がある資機材を、無許可で輸出した。」と聞いて、あたかも「その資機材が実際に大量破壊兵器開発等に使われた。」という印象を与えるような報道になりがちと捉えています。また懸念される地域への輸出やそうした地域での存在が問題となった際、取引のルートに関係なく、製造メーカー名だけが大きく報道されたり、場合によっては製造メーカーがあたかも直接輸出したように報道されたりする場合も過去にはあり得たと認識しています。台数について、例えば「既に千台が世界中に輸出された。」と書かれると、その企業が大量破壊兵器開発に広く加担しているかのようなこととなり、企業イ

メージを大きく損ないかねない可能性があり得ます。「だから気を付けなければならない。」と従業員、職員等への啓発普及の際には言うことはできたとしても、本筋を踏まえないままのマスコミ報道というのも有り得ると考えています。同じ「無許可輸出」であっても、「取引先への納入の際、該非判定をうっかり間違えた。」というケースと、「懸念国向けの大量破壊兵器開発用資機材を調達して当局の目をかいくぐって輸出した。」「高額のおファーに惑わされて、用途がわかっていけれどスペックを偽って輸出した。」というケースとでは、その本質において天地の差があります。その峻別について理解を得る必要があると考えられます。

また逆に、非該当でありさえすれば、エンドユースのチェックをろくにせず、懸念用途に使われていたとしても、「法令違反ではない」＝「何ら問題はない」という主張がなされる場合も往々にしてあります。「法治主義なのだから法に違反しなければ問題はないのだ」、「罪刑法定主義なのだから法律に違反するかどうかすべてであり、あとは企業倫理の問題だ。」という取り上げ方です。罪刑法定主義ということは誰も否定しないが、この点を強調しすぎると、もっとも肝心のエンドユースチェックの重要性ということが見失われてしまう。企業は、違反の有無に関わらず、その輸出が企業の社会的評価を損なうかどうかという視点で管理を行っています。

いずれも、輸出管理の本筋から乖離した取り上げ方であり、そのようなミスリーディングな議論を招きかねないメッセージを発しているように見えるところに、外為法体系のより深い問題があるように感じます。

エンドユースチェックをしっかりとやっていなければ、責任を問われたり是正を求められたりするというスキームの方が、より本質に沿った形だと考えます。

この解決方策には、①外為法自体を現在の該非判定ありきの体系から、エンドユースチェック優先の体系へ視点を改めて改正することと、②マスコミによる理解の促進を図ることという方法が、考えられます。①については、Ⅱ 5. 安全保障輸出管理に特化した「外国貿易法（仮称）」の策定で要望しており、ここでは②をあり方専門委員会内WG活動として取り組み活動を展開しているところです。現時点で

は、具体的な改善までは結びついていないが、今後、経済産業省にご協力を仰ぐ局面が生じる場合には、経済産業省の協力をお願いしています。

2. 輸出統計品目番号表（HSコード表）の他法令参考欄を充実させることによる判定の簡素化

輸出統計品目番号（国際的なHSコードに準拠）と輸出令別表1の項目とのある程度精緻な関連性を明確化した表が作成できれば、中小企業等も含めて、該非判定等の容易化が図れるものと考えています。

中小企業を含めすべての輸出者は、やや通関業者に頼り過ぎと言う傾向があるものの、輸出する際に輸出する貨物に対して輸出統計品目番号（HSコード）を設定しています。輸出令別表第1はこれとは直接リンクしていないために、自らの輸出品について、容易に規制対象かどうか判断がつかないという面があります。税関では、これらの対比を実際には使用していると思われるが、公的な対比表があると、格段に負担が軽減されるものと思われます。

現在、あり方専門委員会のWG活動として、財務省関税局業務課との打合せを開始しており、今後、作業の進展に応じて、経済産業省との連携が必要となる場合には、経済産業省の協力をお願いしています。

<参考資料>

（CISTEC HPの以下のURLからもご覧いただけます。
http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2012/index.html）

3. おわりに

筆者は、電機メーカーからCISTEC調査研究部に主任研究員として出向し、各種委員会、分科会事務局を担当させていただいて、まもなく当初の任期が

満了します。この3月で、出向もとの企業へ戻ることとなりますが、この期間に要望事項の大きな項目は解決し、または解決しつつある状態となり、大きな進展のあったこと。また、CISTECの該非判定セミナー講師などもさせていただき、今年度は東京、大阪、名古屋、富山、広島、福岡の限られた都市でご参加された方々に限られますが、ご参加下さった様々な企業の方々から輸出管理に関する具体的な悩みや相談に直接質疑をして、その具体的な事案について、一緒に考えるなどの機会を持つことができたことも、自分にとってとても良い経験になったと感じています。

CISTECに異動した当初は、任期の年月が長いと感じておりましたが、今振り返ってみますとあっという間で、実りの多い充実した幸運な期間であったと感じています。

総合分科会事務局として関わらせていただいた規制品目番号国際化は、大きな方針は決まりつつありますが、その実行はこれからです。この方針が、small stepではなく、我が国産業会にとってgiant leapになることを期待しつつCISTECを去ることとなりますが、今後は、戻る企業の社内での規制品目番号国際化の推進をしつつ、企業からの一委員としてCISTECの活動に微力ながら寄与する形で、関わり続けて行きたいと考えています。

最後に、本要望をまとめるにあたり、具体的な検討作業をしていただいた総合分科会 あり方検討総合WG委員各位にこの場をお借りして深謝いたします。また、この2年間様々な形で関わらせていただいた委員の方々へも、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上

参考資料

(CISTEC HPの以下のURLからもご覧いただけます。

http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2012/index.html

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
 安全保障貿易管理課 後藤課長殿
 安全保障貿易審査課 長濱課長殿
 安全保障貿易検査官室 藤代室長殿
 写) 貿易管理部 石川部長殿
 写) 安全保障貿易管理課 横田課長補佐殿
 写) 安全保障貿易管理課 椎名課長補佐殿
 写) 安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿
 写) 安全保障貿易審査課 木村課長補佐殿
 写) 安全保障貿易検査官室 掛川室長補佐殿

24貿情セ 調(経提)第16号
 平成25年2月15日

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
 輸出管理のあり方専門委員会
 委員長 中野 雅之

安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望

(～昨年度要望事項の大きな進展に対する御礼と今後～)

輸出管理のあり方専門委員会は、産業界における主要企業において安全保障輸出管理に直接携わっているメンバーを中心として構成され、安全保障輸出管理の基本的あり方について意見交換・議論を重ねた上で要望をまとめ、毎年度、所管官庁である経済産業省にその要望を提出しております。

特にここ2年ほど当委員会から提出させていただいた要望事項につきましては、貴省にその趣旨・内容を適確にご理解いただき、改善・実施に向け真摯に取り組んでいただいたことにより、数多くの要望が実現し、又は大きく進展しました。貴省のご理解とご尽力に心より御礼申し上げます。

一方当委員会からの要望は、その内容によっては国際レジームでの議論や変更、あるいは内閣法制局等との調整、さらには国会での審議等を必要とし、貴省限りでは対応できない性格のものもあります。このような課題に関しましては、短期的に解決することが難しい面があることは理解しておりますが、他方で骨太の議論、あるべき姿の提唱という当委員会の活動目的を踏まえ、これらの中・長期的な課題につきましても、引き続きご理解をいただくために継続的に要望させていただくことが必要と考えております。

そこで、今回の要望書では、まず、①過去2年間にわたり、要望してきた事項のうち改善・実現しつつある事項について確認・補足させていただき、続いて②要望を継続する未実現事項について言及させていただき、最後に③本年度活動として新たに取り組んだ事項のうち検討の進展によっては新たにご協

力をいただきたいものについてご紹介させていただきます。

I. 【実現・改善しつつある事項と補完的要望】**1. 国際的動きを踏まえた手続き簡素化の検討****① 市販暗号特例の非該当化**

本件については、産業界の実情と問題意識を真摯に受け止め、精力的にご対応いただいた結果、昨年のリスト改正時に非該当化が遂に実現されました。長年の要望が実を結び、企業内における輸出管理事務負担の格段の軽減が図られました。これを通じて、輸出管理本来の目的であるエンドユースチェックに精力を注力する環境整備の点で大きな進歩だったと考えております。

② 誓約書制度の抜本的改善

数ある手続き負担の中でも個別許可申請時の誓約書に係るものは産業界にとって様々な形で大きな負担となっていました。一昨年に輸出後の常時監視負担が実質的に大きく軽減されたことに引き続き、事前同意の対象は、実質ドイツの運用と同じく、最終需要者が確定している場合には再移転、再販売について不要となり、再輸出だけになったこと等、大きな進展だったと評価しています。ただ、現場での新制度運用において一部混乱が見受けられましたので、改正の趣旨を踏まえた運用の安定化をお願い致します。

③ 手続書類の大幅簡素化等

許可申請手続書類については、いわゆる添付書類通達、大量破壊兵器通達、通常兵器通達を主体に十数通の通達を、昨年の通達改正で提出書類通達として統合化されました。その際に、必要な手続書類に

ついて、ケース毎に一覧表にまとめられ、分かり易くなりました。今後とも許可申請に必要な補完資料の明確化・定型化、英文化（外国へ要請するもの）を是非進めていただくとともに、CISTECの制度手続き分科会等とこの種の意見交換を定期的に行うことを要望します。

また、キャッチオール規制通達も「明らかガイドライン」「懸念貨物例」等を包含したうえで、大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制を統合しそれぞれの許可申請手続、事前相談手続も規定し、総合的なキャッチオール規制のための通達になり、利便性は格段に高まりました。

包括許可に関しても、「包括許可について（運用のための輸出注意事項）」「包括許可の手続等について（お知らせ）」が「包括許可取扱要領」に一本化され、大変わかりやすくなりました。

2. 同盟国等向け輸出に関する手続きの一層の簡素化

④ ホワイト国向け一般包括許可制度の創設

一般包括制度にホワイト国向け限定の新たな包括許可制度を早期に創設いただき、CP/CL要件が課せられていないことも、米国の許可例外に相当するものとして本来の姿に立ち戻ったものであり、また、中小企業にとってもメリットは大きく、産業界としても歓迎するところです。

⑤ 特別一般包括許可における実地調査の適正運用

他方、非ホワイト国向けを含む特別一般包括許可については、許可取得に際して実地調査を必要とするものの、既取得企業の更新に際しては従来通りとすることになりました。これは、これまで現行制度の下で円滑にCP体制・運用を行ってきた企業のCP体制の実効性を尊重するものであり、今後とも同運用の維持を要望します。

3. 優良輸出者に対する優遇措置の検討

⑥ 日本版VSD制度の創設

貴省では、財務省・税関が導入したAEO制度の運用に準じて、CP企業に対しては違反事例について同様の運用を行いつつあると伺っています。CPに基づく社内監査等で、該非判定上のミス等を発見することがあった場合、それを報告するとペナルティが科されるのでは、CP制度の意義を損なうだけでなく、「正直者が馬鹿をみる」結果になりかねません。CP体制がしっかりと機能したからこそその

ミスの発見だったわけですので、そのことを自ら申し出た場合には、法益の著しい侵害（世界の平和や安全を脅かすような事態）でない限り、ペナルティは科さず、過去数年にも及ぶ調査等も真に必要な場合に限定する等の運用とするように要望していましたが、安全保障貿易検査官室においては、このような考え方の下に既に試行を開始していると聞いております。産業界としては、貴省内における運用の安定化・定着を強く期待しており、現在、貴省のご指導もいただきつつ、モデルCPガイダンスにその旨を盛り込むことを予定しております。米国でも、自主的な違反申告に対しては寛大な措置をとる『ボランティアセルフディスクロージャー制度』（VSD）を制度化していますが、そのような扱いをする旨が対外的に明確になっていることによって、安心して貴省に事故等の相談、報告に行けることとなりますので、その環境整備を更に促進して頂くようお願いします。

4. 法令解釈の一貫性の確保及び意見交換の場の設定

⑦ 法解釈の一貫性、透明性担保のための継続的な取組み

法令解釈については、これまで担当官によってバラツキがあったり、人事異動によって変わったりする等の問題があり、産業界としては苦慮する面が多分にあったことは否定できないところです。

しかし、この1～2年で、法令解釈や産業界からの照会への回答を一般化する形で、Q&Aとして迅速に公表されていることや、事前相談制度をより使いやすいものに改善されたことは、高く評価しているところです。このような動きを継続していただくことによって、法令解釈の一貫性、透明性が格段に向上するものと考えています。そして、より法規範性を高めるためにも、下記⑫で述べるように、一定時点で正規の通達、告示等に移行することが必要と考えます。

また、官民の良好なコミュニケーションを継続的に維持・発展させていくためにも、CISTECの各委員会、分科会等での検討の場に、担当審査官等の方々に積極的にご参加いただくことが望ましいと考えており、ご配慮をお願いします。

5. その他

⑧ 審査期間の短縮

貴省側のご努力により許可審査のスピードアップは進んでいます。一部企業では特別一般包括、特定包括、個別許可のすべてを電子申請に切り替え、その結果審査期間が短縮していると聞いています。これらの企業からはいずれの申請も速やかに出来、特に個別許可申請をした場合の審査期間は受理から許可が3～4日になり、全体としても2～3週間程度になっているとのこと。電子申請の効果が出ているのだと思いますが、その促進と併せて、一層の期間短縮に向けたご配慮をお願いいたします。

⑨ 電子許可申請の促進、合理化

上記⑧でも述べた通り、電子許可申請の促進は進んでいると思います。CISTECにおいても、その利点のPRを含めた啓発活動は行っておりますが、貴省におかれても、申請時に必要な書類の定型化を大きく進めたり、電子申請化へのアドバイザーや電子申請時のコンシェルジュのような機能を設けたりしていただく等の環境整備が、一層の利用促進のためには望ましいと考えております。

⑩ 行政サービスの向上

貴省のご努力によりここ数年、サービスは大きく向上しており、具体的には窓口や電話対応が丁寧かつ素早く感じています。ほとんどの貴省の部局がそうであるように、安全保障貿易管理関係部門も基本は「国際的な平和や安全を脅かすような取引を取り締まることを使命としながらも、一般の企業が行う輸出や技術提供を支援する。本当に平和を脅かす取引をしようと企図しているものを規制する」ということが基本的考え方と思いますので、規制のための規制にならないよう、産業界等の輸出者の取引を積極的に支援するとの姿勢を今後とも更に一層明確に持ち、現場まで含めて浸透させていただくことが重要と考えております。

⑪ 法令解釈に係る事前相談制度の検討

事前相談や一般相談等は、(③で記述したとおり、キャッチオール規制に関する事前相談だけはキャッチオール規制通達に別途規定されたために) リスト規制関連だけに限定して規定されました。そのうえ

で、「貨物等の該非判定の一般的な条文解釈に係るもの」「貨物等の該非判定そのものでないこと」と経済産業省の役割を限定したうえで照会を受け付けることになりました。

また、照会は書面によるものの、経済産業省安全保障貿易審査課の窓口での対面式だけではなく、電子メールでも可ということで専用電子メールアドレスが明記されました。さらに、これまでは、相談者や相談内容を公表することとしていましたが、これからは、相談者へ90日以内に回答した後は、相談内容、回答結果のみを公表し、相談者の公表はしないとされました。これらの点は、産業界の要望に即したものであり評価しているところです。

こうした改正の結果、輸出者はより相談し易くなったと考えております。該非判定の法的責任は輸出者側が負い、実質的に該非判定をしているメーカーがその負担を負うという構図は変わっていませんが、こうした事前相談制度をうまく利用して、間違いない判定結果を出せるようになることを期待しています。

⑫ Q & A等の通達、告示等への移行

一昨年来、貴省において、注意事項の見直しとまとめ等を進めていただくとともに、産業界からの照会等に応える形でのQ & Aの充実ぶりは大変ありがたいと思っています。また、今年度はQ & Aの全面見直しということで、産業界の意見を十分反映していただきました。

一方でQ & AはQ & Aに過ぎず法的な裏付けを持つものではない、本来は機動的に注意事項や告示等とすべきという声があるのも事実です。Q & Aに発行日付、改廃日付を入れるは一昨年からは行われていますが、Q & Aでの公表後1年後に告示等に移行するという具体的な改善もあるのではないかと思います。引き続きスリム化（まとめや一覧化等）に向けた施策の展開をお願いしたいと思います。

また、ITの活用、HPの充実、Q & Aの充実等の際には、極力、一般の中小企業でもわかるような規定、記述、例示にするよう改善をお願いします。

⑬ 海外子会社包括許可制度等の継続的見直し

同制度については、利用実績が極めて少ないことを踏まえて、貴省でご検討いただき、資本要件を居

住者100%から、50%超に大きく見直しいただきました。この点は一定の進捗だと評価していますが、しかしながら他方で、改正後の制度が未だに利用実績が極めて少ないまま推移している状況にあります。その理由としては、既存の包括許可制度で足りる面がかなりあること、制約が多い一方でメリットが少ないこと等が考えられます。海外子会社は、本社と一体となってシームレスな活動を展開しており、エンドユースには何ら懸念がないにも拘わらず、許可対象である以上、該非判定をせざるを得ない等の手続的負担も問題としてあります。これらの負担を極力減らすとともに、国際展開をする企業にとって大きなメリットと感じられるような制度設計が必要と考えております。このため、今後、改正後の制度の利用状況を改めてレビューしつつ、真にメリットがあり使いやすい制度とするための抜本的見直しに向け、継続的な検討をお願いします。

Ⅱ. 【引き続きお願いしたい要望】

中・長期的な取り組みが必要となる要望に関しては、CISTECジャーナルの2012年11月号（No. 142）で「安全保障輸出管理法体系の再構築に向けた視点」というタイトルで特集が組まれております。当委員会の思いと一致し、さらに包括的な内容となっておりますが、当委員会としましては以下の通り改めて要望として再度提出させていただきます。

1. 国際レジーム改正に迅速に対応する制度的仕組みの整備

（リスト品指定の政令委任から省令・告示委任への改正）

安全保障輸出管理は、国際レジームでの合意に基づいて行われており、その合意を受けた国内規定に基づいて、国際市場で等しく同条件で取引が行なえるようにすることが、国際競争の面で不可欠です。この点は、最近、日米欧の産業界において、「Level Playing Field」との言い方によって共通認識になりつつあります。

その意味で、国際レジームでの規制緩和合意が、如何に迅速に共通の内容で国内規定に反映されるかという点は、国際競争力を確保する上で大きな要素となってきます。

国際合意の迅速な反映の必要性という観点から、輸出令別表1、外為令別表について、告示での指定とすることを継続して要望します。

上記の我が国内での対応に加え、レジームに、その改正内容を、各国で実施する改正反映時期の統一を図っていただくことも重要と考えております。

また、昨年、国連武器禁輸国を指定している輸出令別表3の2について、安保理決議の迅速な反映のために告示での指定を検討されていましたが、引き続きその実現に向けたご検討をお願い致します。

2. 国際標準となっている規制品番号体系との対応関係の整理、準拠

規制番号の国際化については、現在、CISTECの輸出管理のあり方専門委員会の規制番号国際化実現WGと、経済産業省安全保障貿易管理課との間で鋭意検討作業が進められてきており、貴省から示された案に対して、日本貿易会、日本機械輸出組合、CISTECの3団体連名での要望書も提出させていただきました。その後も議論が重ねられ、検討は大詰め段階となっておりますが、産業界の最大の問題意識は、国内外でシームレスに、国際的なデファクトスタンダードになっているEU体系に基づく一元的体系で管理運用できるようにしていただきたいという点にあります。このため、これまで3年以上の長きにわたって積み重ねてきた作業も、我が国政省令体系とEU体系とが一对一の対比が可能になるようにするということが前提としてありました。様々な制約があることは理解しておりますが、それを克服するための議論も積み重ねられてきているところであり、成案のとりまとめに当たっては、国内外での一元的運用の可能化という点は是が非でも担保していただくようお願い致します。そして、将来的にはEU体系そのものに移行するとの方向性を貴省において出していただくことが望ましいと考えています。

また、成案がまとまった後、各企業、関連産業団体及びCISTECにおいて、実施に至るまでの対応準備も必要となってきますが、齟齬が生じないように、十分なすり合わせをお願いいたします。

3. 輸出先国に係るフォーリン・アベイラビリティについての不断の情報収集とそれを踏まえた規制対象品の見直し

CISTECの貨物部会（先端材料や工作機械の分野）においてフォーリン・アベイラビリティについての意見を経産省に提出しております。特に経済発展が著しい中国等は、技術水準が急速に上がって来ており、レジームの規制対象として維持する理由も乏しくなっている品目も少なくありません。米国政府においてもそのような問題意識の下に対象の絞り込みの動きを活発化させています。我が国としても、そうした検討作業をもう一段高め、フォーリン・アベイラビリティ（リスト規制対象外にする候補貨物の選定）に関し経産省とCISTECとの間に定期協議会のような定例会合を設けて頂き、レビュー作業を恒常化することにより、この問題への対応が進展するのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

4. 国際レジームの規制解釈のハーモナイゼーション

外為法による規制対象品目等については、国際レジームでの合意内容に即して決められているはずであり、Level Playing Fieldの観点からもレジーム加盟国の規制と統一的であることが必須と考えます。

また、上記（2）による規制番号国際化に係る我が国とEU体系の対比作業を通じて、国際標準の規制との差異が浮き彫りとなってきています。今後、TPPその他の国際経済連携のための協定等により経済活動のグローバルな展開が進むと思われる中で、規定振りの国際標準との乖離があることは、大きな支障となるものと考えます。このため、規制番号の国際化の作業と平行して、国際標準の規制に即したものとなるよう、検討をお願いします。

5. 安全保障輸出管理に特化した「外国貿易法（仮称）」の策定

① 基本的な法律の策定

現行の安全保障輸出管理に係る規制は、対象が広く輸出者全般に及び、規制内容も場合によっては企業の存亡に関わる強力なものですから、本来は誰でもが容易に理解し、手続きができるものであることが必須です。現行の法体系は、あまりに複雑で専門家においても容易には理解ができない面があること

は否定できないところです。

貴省において、産業界の要望を踏まえた制度運用の改正について全力で取り組んでいただき、それらが一通り実現しつつある現段階では、次のステップとして、米国や韓国のように、安全保障貿易管理に特化した「外国貿易法（仮称）」の策定等、誰もが理解しやすい法体系に向けての抜本的改革に取り組む段階になってきているものと考えています。今後、検討会の設置等、具体的検討に向けた取り組みをお願いいたします。

② 上記の抜本的改革に際しては、昨年度の要望書に記載した以下の点についても十分ご留意いただくようお願いします。

イ 輸出管理に係る基本制度の法律での明定

ロ 政省令等の重層構造のスリム化及びレベルの整合確保

ハ その他の難解な規定の見直し

（詳細は、先述の2012.11 No.142 CISTECジャーナルの特集等を参照）

6. エンドユース規制中心の体系への移行

外為法の規制体系は、コムの規制がなくなって以降も、基本的には特に変更されることなく、現在に至っています。しかし、コムの時代には規制される輸出先が共産圏ということで明確であり、該非判定が輸出管理の上では重点となっていました。現在ではむしろ、大量破壊兵器等のエンドユースの点で懸念がないかの取引審査的チェックに重点が移行しています。

しかしながら、法体系は以前と同じであるために、エンドユースに懸念がない場合であっても、ほぼあらゆる輸出品目について、まず規制対象品目であるかどうかの該非判定を行うとの運用となっており（経産省のご指導もそうになっています）、輸出管理の本質と関係が薄い部分での作業負担を強いられているのが実態です。例えば、自らが支配し管理指導している海外子会社であれば、エンドユースに懸念はないことは明らかであり、そこに向けての輸出についても一律に該非判定が必要というのは、輸出管理の本旨からは不合理に思われます。

外為法は国際レジームを踏まえたものであるために、直ちにエンドユース規制中心への体系に移行す

ることは難しいとしても、やり方次第ではより負担が軽減できる余地もありうるのではないかと思います。例えば、輸出令別表1をみると、用途（医療用、民生用等）によっては非該当扱いしているものも見受けられます。これらは、用途の審査が該非の判断とリンクするという意味で、エンドユースチェック優先の作業として企業負担を軽減することになります。このような点を参考として、できるところからエンドユース中心の規制体系に移行する可能性についてご検討いただくようお願いいたします。

7. 規制の大枠が容易に理解できる法体系の検討

現行の法体系は規定自体が複雑であるだけでなく、規制の大枠が容易に理解しづらいがために、真に重要な点の理解、把握がすぐにはしにくいというのが現実です。米国では、法文がシンプルであるだけでなく、法体系でも、重要な留意点が理解しやすいようになっています。即ち、一般的禁止事項の類型がまず明示されるとともに、許可不要の取引類型も容易に理解できるような仕組みとなっており、その上で許可が必要な場合が示されるという順番で規定が構成されています。

安全保障輸出管理のポイントは最終的にはエンドユースですから、公知、市販等の観点で許可がそもそも不要な場合や、品目、地域、エンドユース等によって許可が不要な場合、一般的に輸出が禁止される場合等の大枠をまず示し、その上で、許可が必要なものとしてエンドユースのチェックに精力が注げられるような仕組みの構築の検討が必要と思われます。

8. 技術進歩を踏まえた合理的な法解釈

近年のIT技術等により、経済活動、人的交流は国境を意識させないものとなってきています。クラウドコンピューティングがその典型ですが、残念ながら、法規制がそれを想定していないがために、混乱が生じています。クラウドは、企業活動のコストを大きく削減し、効率性を飛躍的に高めるものですが、著作権法や外為法等の法解釈が明確なものにならないと、企業としては安心して活用することができません。規制は概して安全サイドに傾きがちですが、輸出管理の基本はあくまで懸念用途、ユーザーとの「取引」を規制管理するというものですから、その本旨に即して、合理的な解釈運用が確立され、

企業が安心してこれらの経営資源を活用できる環境が整備されることが必要です。昨年5月以降、貴省とCISTECとの間で、クラウドに関する法運用の検討が鋭意進められてきています。この検討も大詰め段階となっており、極力早期に、上記趣旨に即した成案をまとめていただくようお願いいたします。

9. 該非判定負担の軽減

貴省による該非判定に係る法解釈の事前相談制度が改善される一方、CISTECとしても、昨年より該非判定支援サービスの本格運用を開始し軌道に乗り始めてきたところです。このように、官民双方で、一般の中小企業等にとっては該非判定に関するアドバイスを受けられる環境整備は進みつつあると考えます。こうした動きに加え、以下の①～④等の具体的な施策を進めて頂ければ負担は軽減できるのではないかと思います。

①製造者への啓蒙活動の指導

外為法上、輸出者に責任をとらせることにならざるを得ないことは理解できますが、化学品など製造者しか判断できないものもあるので製造者にしっかりと該非判定をするよう啓蒙して頂くことが全体としての円滑な輸出管理に繋がると思います。

②輸出統計品目番号（国際的なHSコードに準拠）と輸出令の別表第1の項目との対比表の作成等による判定容易化

すべての輸出者は、輸出に際し輸出する物に対し輸出統計品目番号（HSコード）を設定する必要があります。輸出令の別表第1はこれとは直接リンクしていないために、自らの輸出品について、容易に規制対象かどうか判断がつかないという面があります。税関では、これらの対比を実際にはしていると思われますが、公的な対比表があると、格段に負担が軽減されるものと思われます。この項目は、後述のⅢ.【今年度の新たな取組みについて】の（2）で述べるように、今年度別枠として取り上げて、あり方専門委員会のWG活動にて検討を進めつつあります。

③該当貨物及び非該当貨物の例示

ほとんどの物は非該当でありながら、明らかに非該当のものでも該非判定資料を求められ負担が増えるとの例が少なくありません。該当、非該当の貨物をできるだけ多く具体的に例示して明らかにするこ

とにより、無用の負担を減らすことにつながるかと思われます。上記②の作業は、この点でもメリットがあると思われます。

④優良企業の該非結果の尊重

優良企業の該非結果はパラメータシート等の該非判定資料なしでも有効とするように税関当局や、適格説明会で、産業界に働きかけていただきたい。

Ⅲ.【今年度の新たな取り組みについて】

当委員会におきまして、本年度新たに取り組んだことが2点あります。一つは、マスコミの方に安全保障輸出管理と企業の取り組みを正しく理解され、誤解ない報道に努めていただきたいことをお伝えする場を創設すること、もう一つは、輸出する際には必ず設定しなければならない輸出統計品目番号(HSコード)の設定参考書となっている「輸出統計品目番号表(財務省関税局業務課が監修、日本関税協会発行)」の他法令参考情報欄の精度を高めることによって一般の輸出者が該非判定を効率的に行えないかを検討することです。

1. マスコミの理解促進

現行外為法では、本来問われるべき「取引審査をしなかった、十分ではなかった」ということが、法違反と位置づけにくく、前段階の「該非判定をしなかった、間違えた」ことの方が法違反として位置づけやすいことが、同法のメッセージとして、本来あるべきものとずれてしまい、該非判定が自己目的化してしまいがちな要因にもなっていると考えています。

(詳細は、先述の2012.11 No.142 CISTEC ジャーナルの特集等参照)

マスコミは時として、「大量破壊兵器開発に使われる可能性がある資機材を、無許可で輸出した」と聞いて、あたかも「その資機材が実際に大量破壊兵器開発等に使われた」という印象を与えるような報道になりがちです。また懸念される地域への輸出やそうした地域での存在が問題となった際、取引のルートに関係なく、製造メーカー名だけが大きく報道されたり、場合によっては製造メーカーがあたかも直接輸出したように報道されたりする場合もあります。台数について、例えば「既に千台が世界中に輸出された」と書かれると、その企業が大量破壊兵

器開発に広く加担しているかのようなこととなり、企業イメージを大きく損ないかねません。「だから気を付けなければならない」と従業員、職員等への啓発普及の際には言うにしても、本筋を踏まえないままのマスコミ報道というのも首をかしげざるを得ません。同じ「無許可輸出」でも、「取引先への納入の際、該非判定をうっかり間違えた」というケースと、「懸念国向けの大量破壊兵器開発用資機材を調達して当局の目をかいくぐって輸出した」「高額のおfferに惑わされて、用途がわかっていられどスペックを偽って輸出した」というケースとでは、その本質において天地の差があります。その峻別について理解を得る必要があると思っています。

また逆に、非該当でありさえすれば、エンドユースのチェックをろくにせず、懸念用途に使われていたとしても、法令違反ではない=何ら問題はない、という主張がなされる場合も往々にしてあります。「法治主義なのだから法に違反しなければ問題はないのだ」、「罪刑法定主義なのだから法律に違反するかどうかがすべてであり、あとは企業倫理の問題だ」という取り上げ方です。罪刑法定主義ということは誰も否定しませんが、この点を強調しすぎると、もっとも肝心のエンドユースチェックの重要性ということが見失われてしまいます(企業は、違反の有無に関わらず、その輸出が企業の社会的評価を損なうかどうかという視点で管理を行っています)。

いずれも、輸出管理の本筋から乖離した取り上げ方であり、そのようなミスリーディングな議論を招きかねないメッセージを発しているように見えるところに、外為法体系のより深い問題があるように感じます。

エンドユースチェックをしっかりとやっていなければ、責任を問われたり是正を求められたりするというスキームのほうが、より本質に沿った形だと感じます。

この解決方策には、①外為法自体を現在の該非判定ありきの体系から、エンドユースチェック優先の体系へ視点を改めて改正することと、②マスコミによる理解の促進を図ることという方法が、考えられます。この①については、Ⅱ 5. 安全保障輸出管理に特化した「外国貿易法(仮称)」の策定で要望しておりますので、ここでは、②をあり方専門委員会内WG活動として取り組み、活動を展開しているところ

ろです。現時点では、具体的な改善までは結びついていませんが、今後、貴省にご協力を仰ぐ局面が生じるかもしれませんが、その節はよろしくお願いいたします。

2. 輸出統計品目番号表（HSコード表）の他法令 参考欄を充実させることによる判定の簡素化

輸出統計品目番号（国際的なHSコードに準拠）と輸出令別表1の項目とのある程度精緻な関連性を明確化した表が作成できれば、中小企業等も含めて、該非判定等の容易化が図れるものと考えています。

中小企業を含めすべての輸出者は、やや通関業者に頼り過ぎと言う傾向があるものの、輸出する際に

輸出する貨物に対して輸出統計品目番号（HSコード）を設定しています。輸出令の別表第1はこれとは直接リンクしていないために、自らの輸出品について、容易に規制対象かどうか判断がつかないという面があります。税関では、これらの対比を実際には使用していると思われますが、公的な対比表があると、格段に負担が軽減されるものと思われます。

現在、あり方専門委員会傘下のWG活動として、財務省関税局業務課殿との打合せを開始しており、今後、作業の進展に応じて、貴省との連携が必要となってくると思われますので、その節はご協力よろしくお願いいたします。

以上